

社発第T-722号  
2025年12月18日

貸借取引参加者

代表者 殿

日本証券金融株式会社  
代表執行役社長 櫛田誠希

### 株式無償割当てに伴う貸借取引の権利処理について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件を下記の要領により実施いたしますのでご通知申し上げます。

なお、予め東京証券取引所（以下「東証」という。）およびPTS運営業者（以下、これらを総称して「東証等」という。）と協議のうえ、入札によって全株消化しなかった場合の特別な取扱いについて（I. 7.）を定めておりますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

#### I. 株式の無償割当てに伴う権利入札について

##### 1. 株式が割当てられる銘柄および割当日等<sup>(注1)</sup>

銘柄 (コード)	売買単位	割当日 【実質上の割当日】	株式の無償割当て	最低引受株数 (親株ベース)
佐藤食品工業株 (2814) 東京証券取引所市場分 貸借融資銘柄 PTS分 貸借融資銘柄	100株	12月31日(水) 【12月30日(火)】	佐藤食品工業株 株式1株につき 普通株式0.1株の割当	1,000株

(注1) 株式の無償割当ての詳しい内容につきましては、発行会社発表の各資料に記載されておりますので、適時開示情報閲覧サービス等でご確認ください。

##### 2. 融資利用貸借取引参加者の割当株式引受申込み 12月26日(金)午後4時より

日証金ネットの「新株引受申込」画面から、取引所区分毎に、申込株数が融資株数の範囲内かつ最低引受株数の整数倍となるようお申込み下さい。

##### 3. 入札の場合の発表日時 12月29日(月)午前8時30分

入札株数は、日証金ネットの「権利入札株数照会」画面および東証Target内日証金サイトによりご案内いたします。

##### 4. 入札日時および方法 12月29日(月) 午前11時30分～午前11時50分(時間厳守)

日証金ネットの「権利入札申込」画面または「権利入札申込アップロード」画面から、取引所区分「東証」でお申込み下さい。

5. 入札値段の申込み単位 10 錢  
ただし、単位未満株式の入札については、円位未満の端数が生じない入札値段でお申込み下さい。

## 6. 入札値段の取扱いについて

原則として入札日午前立会における佐藤食品工業㈱普通株式の最終価格（以下「入札基準値段」という。）の上下一定の範囲内※の値段による入札を採用することといたします。ただし、東証等と協議のうえ、応札不足となる場合は当該範囲外の値段であっても入札を採用することがあるほか、不適当と認められる場合には当該範囲内であっても入札を除外することがあります。

※ 非整数倍の株式分割にかかる権利入札におきましては、原則として、入札日午前立会の最終価格の上下 7% の範囲内の値段による入札を採用することとしております（2005 年 12 月 9 日付社発第 T-765 号参照）が、本件入札においても当該取扱いを準用します。

## 7. 入札によって全株消化できなかった場合の特別な取扱いについて

上記 4. による入札後の不足株数について、再入札を行います（再入札の受付時間は当日別途ご通知いたします。）。また、当該再入札によつても全株消化しなかつた場合には、再入札後の不足株数について、次のとおり取扱います。（注 2）

なお、本項の取扱いになる場合、権利処理価額の発表時間が大幅に遅延いたしますので、予めご了承下さい。

(1) 再入札後の不足株数について当社が別途売却し、その株数および売却代金（売買手数料および消費税を控除。）を「権利処理要領（別表）権利処理価額算出に関する表」の第 2 項に定める計算式（以下「権利処理価額計算式」という。）の落札株数および落札総代金に加算して、権利処理価額を算出いたします。

(2) 上記（1）により再入札後の不足株数の全株を別途売却できなかつた場合は、東証等と協議のうえその処理方法および処理価額を決定しますが、当該協議により決定される処理価額は入札基準値段から乖離する可能性があります。当該処理に係る株数および価額を権利処理価額計算式の落札株数および落札総代金に加算して、権利処理価額を算出いたします。

（注 2）不足株数が単位未満株式のみとなる場合には再入札を行いません。また、売入札（再入札を含む。）により処理されなかつた単位未満株式については、従来通り清算金により処理いたします。

8. 割当株式引受・落札代金払込日 1 月 5 日（月）

9. 割当株式の受渡日 1 月 5 日（月）  
ただし、㈱日本証券クリアリング機構においてフェイルが発生した場合には、割当日の翌々営業日（1 月 6 日）以後となることがありますので、ご注意ください。

## 10. 貸借値段に係る取扱い

当該銘柄について、権利落日となる 12 月 29 日（月）に金融商品取引所のいずれにおいても最終値段がない場合には、一定の順位により選択した金融商品取引所の基準値段を権利落日の貸借値段といたします。

II. 株式の無償割当てに係る貸借担保金代用有価証券の取扱いについて

担保として差入中の上記 I. に記載の銘柄については 12 月 30 日 (火) までにお引き出し下さい。なお、担保としての受け入れは、翌営業日の 1 月 5 日 (月) より再開いたします。

以上